

すること。

(6) 警察職員の勤務制度に関する事

(7) 警察職員の非常招集に関する事

(8) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関する事

(9) 警察職員の給与に関する事

(10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事

(11) 所管行政に係る犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関する事

(12) 犯罪被害者等給付金に関する事

(13) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関する事

(14) 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者等給付金に関する事

(15) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと

(16) 総合企画室及び犯罪被害者支援室の運営に関する事

教養課～厚生課 (略)
(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課 (1)～(9) (略)
(10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関する事(生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

(11)～(15) (略)
県民安全対策課～生活環境課 (略)
サイバー犯罪対策課

すること。

(7) 警察職員の勤務制度に関する事

(8) 警察職員の非常招集に関する事

(9) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関する事

(10) 警察職員の給与に関する事

(11) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事

(12) 所管行政に係る犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関する事

(13) 犯罪被害者等給付金に関する事

(14) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関する事

(15) 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者等給付金に関する事

(16) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと

(17) 総合企画室、犯罪被害者支援室及び(仮称)若林警察署準備室の運営に関する事

教養課～厚生課 (略)
(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課 (1)～(9) (略)
(10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関する事(生活環境課の所掌に属するものを除く。)

(11)～(15) (略)
県民安全対策課～生活環境課 (略)
サイバー犯罪対策課

(1)～(6) (略)

(7) 古物営業法の施行に関する事(古物鑑りあつせん業に関する事に限る。)

第6条の2～第16条 (略)
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
部	総務部長	(略)	警視長、一警視又は警視正
	生活安全部長		警視正
部	地域部長	(略)	警視正
	刑事部長		警視正
部	交通部長	(略)	警視正
	警備部長		警視正
警務部	参事官	(略)	警視正
	首席監察官		警視正

(略)

警務課長の命を受け、職員の人事、採用業務に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

人事調査官

警務課			
-----	--	--	--

(1)～(6) (略)

第6条の2～第16条 (略)
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
部	_____	(略)	警視長又は警視正
	_____		警視正
部	_____	(略)	警視正
	_____		警視正
警務部	参事官兼	(略)	警視正
	首席監察官		警視正

(略)

警務課長の命を受け、職員の人事、採用業務のうち、特に人事に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

人事調査官

警務課			
-----	--	--	--

(略)		会計課長の命を受け、課の所掌に係る出納事務及び監査事務についての専門的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。	会計課 会計調査官	(略)
(略)		警務課長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。	警務課 企画調査官	(略)
課等	(略)			

(略)		会計課長の命を受け、課の所掌に係る予算事務及び調度事務についての専門的な調査、研究及び指導を行うとともにこれらの事務を掌理し、会計課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。	会計課 会計調査官	(略)
(略)		警務課長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。	警務課 —	(略)
課等	(略)	警務課長の命を受け、犯罪被害者支援及び犯罪被害者等の臨		

(略)	警務課 心理専門 官	床心理に係る重要又は高度な事務を整理し、警務課長を補佐する。
-----	------------------	--------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(宮城県警察国有物品管理規則の一部改正)
- 宮城県警察国有物品管理規則(昭和39年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(物品出納員及び物品出納員代理) 第3条 (略)	(物品出納員及び物品出納員代理) 第3条 (略)
2 物品出納員は、総務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は総務部会計課管理官_____の職にある者をもって充てる。	2 物品出納員は、総務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は総務部会計課の管理官又は次長の職にある者をもって充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。